令和７年度

一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会

総　　会

日 時：令和７年５月 24 日(土)１３：３０～１６：３０

会 場：神戸市立総合福祉センター第５会議室

ZOOM を使ったオンライン同時配信

令和７年度一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会総会

【　次　　第　】

日 時　：　令和７年５月 24 日（土）　13：30～16：30
会 場　：　神戸市立総合福祉センター 第５会議室
　　ZOOM 配信併用

◇開　会　（13：30～）
　代表挨拶：
　一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会　　代表理事　伊賀浩樹氏

　来賓祝辞
　神戸市福祉局　　副局長　　小園大介氏
　一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会　　会　長　　山内知樹氏

◇総　会　（13：45～14：15）
　第１号議案　　令和６年度　事業報告
　第２号議案　　令和６年度　決算報告　決算監査報告
　第３号議案　　役員改選・組織体制について
　報告事項　　令和７年度　事業計画
　　令和７年度　予算（案）

◇記念講演会（14：30～16：30）

　テーマ　「発達障害の理解と支援について」

　講演１　発達障害とは：その理解と接し方
　　神戸市健康局保健所　精神保健福祉センター　　所長　北村　登氏
　講演２　神戸市における発達障害者の支援体制等について
　　神戸市障害福祉課　　課長　河田浩二氏

　司会　　神戸市ケアマネジャー連絡会　　顧問　山内賢治氏

◇閉　会

令和６年度　一般社団法人　神戸市ケアマネジャー連絡会
事業報告（案）

全体総括

今年度においても、一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会（以下本会）は、一般社団法人日本介護支援専門員協会（以下日本）及び一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会（以下県協会）と協働し、神戸市という地域基盤に根差した事業運営を実践し、利用者の自立支援に資するケアマネジメント力の向上を目指して活動してきました。総括的には、計画的に研修を滞りなく実施したことで、安定した事業が運営できたのではないかと思います。主な事業については以下の通りです。

会員の専門性や質の向上を図ることについては、引き続き神戸市との協働事業として実施しているケアマネジメント力向上を目指した「自立支援型ケアマネジメント研修」及びケアマネジャーの育成とスーパーバイザー養成を目的とした「神戸市地域同行型実施研修」を神戸市より委託事業として実施しました。また本会独自の研修も計画的に実施しました。また日本ケアマネジメント学会との共催で研修を開催する等で、昨年度より研修の参加人数はかなり増加しております。また会員相互の親睦を深めるためには、夏にバーベキュー大会を開催しました。

財源確保については、昨年度と同様に、会費収入、賛助会員収入は現状維持され、研修による収入はかなり増加し、神戸市委託事業による収入も確保しました。

会員数については、昨年度と同様に兵庫県介護支援専門員協会と連携して、会員確保のためのキャンペーンに協力等、様々な方策を検討し、550 名の確保を目指しましたが、現段階で 500 名程度であり、会員数の減少は続いています。

また、長年継続して開催している「ケアマネジャーの声を聴く会」については、ケアマネジメントの効率化等の要望をして、ケアマネジャー業務の理解を深め、業務の効率化が図れるように短期目標期間の柔軟な取り扱い等を図りました。

役員体制については、主な収入源である研修が実施できる体制に組み替えて事業を運営できるようにしました。

最後に総括として、今年度も介護サービス協会に所属する神戸市医師会・歯科医師会・薬剤師会等や医療介護サポートセンター等関係機関、また、本会活動の基盤となる各区の活動への支援、区行政との連携を強化し、各種関係団体との協働を通して社会的な責任を持って活動することを再確認し、会員であることが誇りであり会員と共に発展する組織として健全な運営を目指しました。今後も引き継ぐ必要があると考えます。

令和 6 年度、一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会は、引き続き下記の目標を掲げ事業運営を行いました。以下実施報告です。

本年度に掲げた目標を達成するための実践課題として、以下の点に取り組みました。
実践評価：達成できた○　達成には至らず課題が残った△　　達成できなかった×

目標：神戸市、関係機関、地域団体との多職種協働を基盤とし、職能団体としての組織強化と運営の発展を目指し、会員支援と地域社会（市民）の介護保険ニーズに貢献する事業を展開する。

① 会員数 550 名の確保を目標とします。そのために、昨年度と同様に、兵庫県介護支援専門員協会と連携して、会員確保のためのキャンペーンに協力します。また、非会員の方にも連絡会活動を理解していただくために、ホームページの充実とラインを活用することで連絡会活動の広報に努めます。さらに介護支援専門員の実態調査を実施するなどをして実情にあわせた新たな会員制度を検討し、役員会で討議の上実施できるように努めます。
　×　会員数は 506 名であり、会員数は減少しています。

② 神戸市ケアマネジャー友の会を創設し、友の会員同士の親睦と併せて初任者の介護支援専門員の支援等会員の支援を図ります。
　△　友の会を年２回開催し交流を図ることができましたが、初任者の介護支援専門員の支援制度の仕組みはできませんでした。

③ 市・区における活動を充実させ、より身近な職能団体として会員限定の研修やバーベキュー大会等の催し等親睦の機会を増やし、会員としてのメリットを高めます。
　○　計画的に研修を実施、バーベキュー大会を開催しました。

④ 会員の専門性や資質向上を目的とした研修や相談窓口の仕組みを検討し、会員の希望、要望に対応できる仕組みを作ります。またハラスメント対策等のために、弁護士による相談体制も検討します。
　○　弁護士を連絡会の顧問として迎え、学識経験者や 7 や医療関係者にも協力をお願いし、会員専用相談窓口を開設しました。

⑤ ホームページをラインや広報誌等様々なネットサービス等を活用し、ケアマネジメント業務に必要な情報などを速やかに会員へ提供し、安心した活動を支援する環境を整備します。
　○　ホームページをリニュアルし、会員専用のページの充実を図りました。

⑥ 要援護高齢者及び介護しているご家族が安心して介護サービスが利用できるための代弁機能を果たせるように、神戸市との共催でケアマネジャーの声を聴く会を開催する等、行政等の関係機関との連携を強化し、制度上の課題の早期発見、早期解決を行います。
　○　声を聴く会を開催し、ケアマネジャー業務の理解を深め、特に短期目標期間の柔軟な取り扱いができるような働きかけをしました。

⑦　会員個々のケアマネジメント力向上に対応した研修を開催し、専門職としての意識を高め、利用者の生活の質を維持向上できる支援を目指します。

○　神戸市自立支援ケアマネジメント研修、地域同行型研修やケアプランチェック等昨年度よりも多くの研修を実施し、研修参加者が増加し、アンケートでも評価されました。

⑧　神戸市をはじめ関係機関からの事業委託を積極的に受け、組織の地位向上と事業運営の安定を図ります。

○　神戸市より、BCP、DNAR、ACP をはじめ様々な政策企画に参画したこと、また医師会との共催で、主治医意見書研修、歯科医師会との共催で口腔ケア研修を実施、薬剤師との連携で、服薬管理に関する情報交換を実施、また、各区医療介護サポートセンターと連携し、研修企画に参画しました。

⑨　職能団体としての組織強化を目指し、日本、県協会との役割分担や活動の透明化を図ることで組織力を向上させ、本会会員にとって魅力ある事業計画の推進力を高めます。

○　県協会の理事会及び支部長会議に参加するなど、県協会の事業にも協力しました。

区・委員会名：　東灘区

理　事　名　：　甲斐勇祐

①事業内容など

実施日	実施場所	参加人数	事業名	実施内容
5/24	東神戸薬局	23 名	事業所を超えた事例検討会	野中式の事例検討会を用いて、実践を振り返り、今後の支援、地域課題について話し合った。
8/23	東神戸薬局	24 名	事業所を超えた事例検討会	野中式の事例検討会を用いて、実践を振り返り、今後の支援、地域課題について話し合った。
10/18	東神戸薬局	22 名	事業所を超えた事例検討会	12 月 13 日に開催されるケアマネジャー声を聴く会の意見を出し合い、東灘区としての意見を集約した。
11/22	い蔵	12 名	東灘区ケアマネジャー連絡会　忘年会	忘年会を開催し、今年 1 年の振り返りや各会員の活動を労った。
2/14	東神戸薬局	23 名	事業所を超えた事例検討会	野中式の事例検討会を用いて、実践を振り返り、今後の支援、地域課題について話し合った。

②特記事項

東灘区医師会と会議（毎月第 3 金曜日）
東灘区医療介護サポートセンターとの意見交換会（2 か月に 1 回　第 1 金曜日）
気づきの事例検討会（奇数月第 4 木曜日）
事例検討会や研修を企画、実施することを通して、会員同士のコミュニケーションを図ることができました。
令和 6 年 11 月 22 日に理事、世話人での忘年会を行いました。来年度は、もっと多くの会員さんと関われるイベントを行いたいと思います。

区・委員会名：　灘　区

理　事　名　：　小薗　晶

①事業内容など

実施日	実施場所	参加人数	事業名	実施内容
6/13 9/12 2/13	六甲道文化センター他	32 名	医療介護サポートセンター灘区在宅ケア推進会	灘区地域で活躍している多職種が集まり灘区での問題解決に向けての会議に参加
5/9 7/11 11/14 1/9	六甲道文化センター他	15 名	医療介護サポートセンター灘区在宅ケア推進会コア会議	灘区内の在宅医療・介護連携の課題や対応策の検討等を具体的に協議する会議
8/24 2/15	六甲道文化センター	70 名位	灘区さくら塾	灘区での課題を区内事業所が集まり研修にパネリストで参加

②特記事項

定例会　・灘区世話人会議　　・灘区区在宅医療・介護連携推進協議会に参加

区・委員会名：　中央区

理　事　名　：　清水　文絵

①事業内容など

実施日	実施場所	参加人数	事業名	実施内容
6/21	神戸市立総合福祉センター	12 名	ケアマネジャー連絡会中央区勉強会②	「2024 介護保険制度改正について」
9/20	神戸市立総合福祉センター	21 名	ケアマネジャー連絡会中央区勉強会③	「運営指導・ケアプランチェック事業について」
12/20	神戸市立総合福祉センター	16 名	ケアマネジャー連絡会中央区勉強会④	「業務効率化の知恵」16 名
6/12	兵庫県医師会館	医 23 介護 62 名	中央区多職種連携交流会	「多職種連携関係作り」医療機関 23 名 在宅関係 62 名
2/27	中央区歯科医師会館	10 名	中央区歯科医師会とケアマネジャーとの交流会	中央区歯科医師の地域での活動報告 口腔機能向上加算について、情報・意見交換

②特記事項

・中央区在宅医療・介護推進協議会に世話人参加（隔月開催）
・中央区「ACP」「BCP」多職種ワーキングに世話人参加（隔月開催）
・中央区世話人会議を偶数月に開催
・昨年度より参集型での研修・交流会開催が増えました。来年度も中央区の他の職種や周辺区と共同しながら、機会を増やしていきたいと思います。

区・委員会名：　兵庫区

理　事　名　：　中野　京子

①事業内容など

実施日	実施場所	参加人数	事業名	実施内容
6/25	なごみ暮らしの保健室	5 名	神戸市ケアマネ連絡会・兵庫ブロック連絡会	区内あんすこ圏域ごとの災害マップ作成方法の検討、情報共有
10/8	なごみ暮らしの保健室	4 名	神戸市ケアマネ連絡会・兵庫ブロック連絡会	各圏域の災害訓練等の活動状況の共有、災害マップ作成方法の検討
11/28	なごみ暮らしの保健室	4 名	神戸市ケアマネ連絡会・兵庫ブロック連絡会	圏域ごとの災害マップの作成・共有
2/25	なごみ暮らしの保健室	6 名	神戸市ケアマネ連絡会・兵庫ブロック連絡会	災害時活用できる社会資源の共有、次年度の活動について検討

②特記事項

・兵庫区ケアネットワーク居宅部会への参加（毎月第 3 火曜日）
・医療介護連携推進協議会への参加
・気づきの事例検討会　（不定期開催）

今年度は 1 年を通じ、災害時の連携強化として社会資源マップの作成を行いました。
引き続き共に活動して下さる仲間づくりや、他機関との連携強化のため情報共有を実施しました。

区・委員会名：　北区

理　事　名　：　早崎　優

①事業内容など

実施日	実施場所	参加人数	事業名	実施内容
7/27	箕谷会館・ZOOM	18 名	ストップ！カスタマーハラスメント	在宅ケアにおけるカスタマーハラスメント対策 事例を通して具体的な対応方法を検討 講師：森ノ宮医療大学　武　ユカリ　教授
9/18	箕谷会館・ZOOM	29 名	精神疾患のある方への支援について	事例から学ぶ、精神疾患の方への対応 精神保健福祉相談の現状と障害福祉サービスの紹介
10/26	陽気会ホール	16 名	多職種連携で支える口腔ケア～口腔ケアと全身状態の関係性	多職種連携で支える口腔ケア～口腔ケアと全身状態の関係性 歯科医師会・地域看護連絡会との合同研修
1/21	かのこホール	14 名	高齢者の将来を考える時、知っておきたい医療・介護保険の仕組み	介護保険と高齢者施設 医療機関の役割・機能を知る 障害者施設から介護保険施設へ移行した事例 介護保険適用除外制度に係る手続きと留意点

②特記事項

・医療介護サポートセンターと共同で研修会を開催しました

・北区世話人会開催(R7.2.19)
・北区地域包括ケア推進総括協議会合同ブロック会議、本区ブロック会議参加

区・委員会名：　長田区

理　事　名　：　森佳緒里

①事業内容など

実施日	実施場所	参加人数	事業名	実施内容
9/22	長田ケアホーム	10 名	気づきの事例検討会研修	テーマ『瞬発力を鍛える』 講師：針山大輔氏 （芦屋市社会福祉協議会地域福祉係主責）
第３金曜日	長田ケアホーム	6～10人	気づきの事例検討会	8、12 月以外で実施。今年度は、針山氏をスーパーバイザーとして招き、事例検討会を実施。翌月に振り返りを実施。

②特記事項

偶数月の第２金曜日に、世話人会を実施。
災害時の医療介護提供協議会に年 10 回出務。協議会メンバーとして、１月２５日の協議会訓練や３月８日に災害医療フォーラムにも出務した。
長田区の多職種連携会議に出務。９月２８日開催の長田区保健医療介護フォーラムでは、劇団はなみずきのメンバーとして、劇に出演した。また、１１月 24 日開催　まちの文化祭においては、多職種連携について啓発を行った。

区・委員会名：　須磨区

理　事　名　：　菊地　克暢

①事業内容など

実施日	実施場所	参加人数	事業名	実施内容
8/29	須磨区医師会館	１８	歯科医療と介護の連携を考える	歯科医療の視点を学び、介護従事者による歯科の視点の学びを深めた

②特記事項

須磨区医療介護サポートセンターの会議に参加

区・委員会名：垂水区

理　事　名　：荏開津加奈

①事業内容など

実施日	実施場所	参加人数	事業名	実施内容
5/31	名谷すみれ苑	１３名	ケアマネカフェ	「令和６年度対策どうしてる！？」 懇親会情報交換
6/17	オンライン（ZOOM）		垂水区在宅医療勉強会小委員会	7/27 開催の緩和ケア研修の内容 今年度の研修の内容

7/25	垂水区医師会館２階＋オンライン（ZOOM）		垂水区地域ケア推進検討委員会	・劇（市民啓発）実行委員会報告及び進捗状況 ・相談内容報告 垂水区在宅医療勉強会・ケアカフェ報告 ・多職種連携における ACP 実践での課題について ・大規模防災時における医療等の課題について
9/7	垂水区医師会		在宅医療勉強会	チームで支える終末期 講師：松岡 泰夫氏（番町診療所） 座長：辻本 健児氏（すこやか在宅クリニック）
9/14	垂水区医師会	１４名	緊急時医療介護連携小委員会	各職能団体の BCP の取り組みについて報告（現状・課題）
10/16	スマイルライフ	６名	気づきの委員会	気づきの事例検討会
10/14	レバンテホール	481名	市民フォーラム	「裕次郎さんの防災」～医療介護の防災６条～
11/11	垂水区医師会	９名	看取り検討小委員会	身寄りのない方の看取り 身寄りのない方の看取りをテーマした事例検討会開催について 1/18
11/16	垂水区医師会	２５人	第９回ケアカフェ	カスタマーハラスメント～医療・介護現場から考える～ ファシリテーターとして参加
11/21	垂水区医師会館２階＋オンライン（ZOOM）		垂水区地域ケア推進検討委員会	・劇（市民啓発）報告 ・相談内容報告 ・垂水区在宅医療勉強会・ケアカフェ報告 ・緊急時医療介護連携検討小委員会報告 ・看取り検討小委員会報告 ・医療的ケア児支援協議会を垂水区医師会として立ち上げについて ・認知症状悪化利用者の地域支援について
1/22	オンライン	１０名	緊急時医療介護連携小委員会	人生の最終段階における方へのケア”について　　1.事例提供　2.価値観シート 3.現状と課題
2/6	垂水区医師会	６０名	在宅医療勉強会	地域で支えるパーキンソン患者 山田 則夫先生（神戸掖済会病院 内科・脳神経内科） パネリストとして参加
2/20	垂水区医師会	１９名	病院地域連携室連絡	病院の体制・最近の状況 病・病連携について(転院時の在宅情報) 病院、在宅との連携について （入退院支援の課題意見交換）
3/11	垂水区医師会		垂水区在宅医療勉強会小委員会	次年度のテーマ
3/22	垂水区文化センター	18名	気づきの委員会	「利用者理解を深める視点のアセスメント」講師谷　義幸氏
3/27	垂水区医師会		垂水区地域ケア推進検討委員会	・相談内容報告 ・垂水区在宅医療勉強会・ケアカフェ報告 ・病院地域医療連携室連絡会報告 ・次年度市民フォーラムについて ・地域で暮らしている難病患者（利用者）の支援の現状と連携課題について

②特記事項

お世話役会 　4/12・12/19・3/24

区・委員会名：　西区

理　事　名　：　藪本　眞理子

①事業内容など

実施日	実施場所	参加人数	事業名	実施内容
5/18 2/１８		６人	世話人会懇親会 世話人会	世話人のコミュニケーを図る
10/10	西区役所介護室　401	50 人	日頃の備え肝心　確認しよう災害時の対応	西区主任ケアマネジャー主催 区役所。消防。警察。医師会。歯科医師会を巻き込み地域で災害が起きたときに日頃からの備えやケアマネジャーとして災害時にどのように動くかまた災害直後はどのように動くかなど各関係機関から講話とBCP でどのようにマップなどを作るなど話し合った
11/14	セリオホール	50 人	生活困窮者を多職種で考える	西区医療介護サポートセンター主催 ケアマネジャーの立場からシンポジストとして参加　生活保護が受けれない低所得の生活困窮者の金銭に対してのアセスメントについて
12/6	西区役所介護室　401	42 人	援助力を高める　NO６	西区主任ケアマネジャー連絡会主催 講師　　日本ケアマネジメント学会　副理事長 　　白木　裕子　氏 事例検討を通じて学ぶ 支援困難な事例を考えようの講義と事例検討会をライブで行う 主任ケアマネジャーとケアマネジャーがペアになり事例を一緒に考えることで相互作用になります
1/19	枦谷小学校	120 人	西区総合防災訓練	防災訓練に参加

②特記事項

その他の会議について 西区地域ケア会議　年１回　西区実務者会議　年２回　西区災害対応連絡会　不定期　各参加 西区医療介護サポートセンター　課題抽出会議等　年３回　研修の手伝いに参加 気づき　月１回　定例で開催しています 西区は西区主任ケアマネジャー連絡会と協同して研修を開催しています 神戸市の中でも広い地域の西区ですが、皆様のお力があるからこそ支援する側、される側が喜びと幸せある西区になります。会員の皆様ともに西区を神戸で一番住みやすい街になるように目指しましょう。 世話人も募集しています　また会員も募集中です　お声かけお願いいたします

区・委員会名：　委託事業

理　事　名　：　林田　伸子、松端　由泰

①事業内容など

実施日	実施場所	参加人数	事業名	実施内容
8/7	神戸市立総合福祉センター	66 名	自立支援型ケアマネジメント研修　1 日目	令和 6 年制度改正から見た自立支援とは 講師：あたご研究所 後藤　香苗　氏
8/26	神戸市立総合福祉センター	73 名	自立支援型ケアマネジメント研修　2 日目	災害への備えとケアマネジメント 講師： 神戸市福祉局くらし支援課　岡　邦彦　氏 神戸市福祉局介護保険課　太田　亜紀　氏
9/20	神戸市立総合福祉センター	52 名	自立支援型主任スキルアップ研修	事例検討会（学び編・実践編） 講師：日本ケアマネジメント学会　副理事 白木裕子氏
10/18	神戸市立総合福祉センター	20 名	地域同行型研修 スーパービジョン研修 1 日目	スーパービジョンとは何か 講師：神戸女子大学健康福祉学部教授 植戸　貴子氏
10/30	神戸市立総合福祉センター	14 名	地域同行型研修 スーパービジョン研修 2 日目	スーパービジョンの方法 講師：社会福祉法人神港園 舩江　孝志氏
11/20	神戸市立総合福祉センター	13 名	地域同行型研修 スーパービジョン研修 3 日目	スーパービジョンの実践スキル 講師：社会福祉法人神戸福生会 山内　賢治　氏
12/11	神戸市立総合福祉センター	22 名	地域同行型研修 基礎研修	ケアプランの知識（基礎編•実践編） 講師：社会福祉法人　神港園 舩江　孝志氏
1/15 ～ 2/26	神戸市立総合福祉センター	9 名	地域同行型研修 初任者向け同行研修 ４日間	講師：神戸市ケアマネジャー連絡会講師陣 1 日目・2 日目座学 3 日目同行訪問 4 日目プレゼンテーション

区・委員会名：　施設 CM 支援委員会

理　事　名　：　河村　有紀

①事業内容など

実施日	実施場所	参加人数	事業名	実施内容
10/22	神戸市立総合福祉センター	32 名	令和６年度第１回施設ケアマネジャー研修	「利用者の最良の理解者になるために」 ～人生に寄り添う施設ケアマネジメントを再考する～ アドバイザー： 神戸学院大学総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科教授 奥西栄介氏 神戸市福祉局監査指導部虐待防止担当係長 豊留則子氏
７年 2/3	神戸市立総合福祉センター	14 名	令和６年度第２回施設ケアマネジャー研修	「利用者の最良の理解者になるために」 ～アセスメントの極意伝授します～ 講師： 社会福祉法人関寿会 特別養護老人ホームはちぶせの里 業務執行理事・施設長 中野穣氏 アドバイザー： 神戸学院大学総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科教授 奥西栄介氏 神戸市福祉局監査指導部虐待防止担当係長 豊留則子氏

②特記事項

６月２７日　８月９日　９月１４日　１月８日に研修検討会議を開催

区・委員会名：　気づきの事例検討会推進委員会

理　事　名　：　丹後　きみ

①事業内容など

実施日	実施場所	参加人数	事業名	実施内容
7/28	神戸市立総合福祉センター	26	より良いコミュニケーションを学び、相談面接力を磨こう	相談面接の基礎となる想像力と共感力について振り返った。実際の面接場面を想定したロールプレイを通じて話し役、聞き役、見守り者それぞれの気づきの共有ができた。感情の聞き取りが関係性を作るきっかけになることを学んだ。

区・委員会名：　主任介護支援専門員委員会

理　事　名　：　藤原博子・川﨑敬子

①事業内容など

実施日	実施場所	参加人数	事業名	実施内容
9/20	神戸市立総合福祉センター	69 名	神戸市自立支援型主任介護支援専門員スキルアップ研修　学び編	事例検討会の心構え、事例検討会の進め方、事例検討会のまとめ方など自立支援の視点を持った事例検討会を学ぶ 日本ケアマネジメント学会　白木裕子氏
9/20	神戸市立総合福祉センター	53 名	神戸市自立支援型主任介護支援専門員スキルアップ研修　実践編	事例検討会の学びから実際の事例を使って事例検討会を参加者全員で行う 日本ケアマンジメント学会　白木裕子氏
2/19	神戸市立総合福祉センター	23 名	「利用者及びケアマネジャーの支援に必要なインフォーマルな社会資源の把握と活用・連携を考える」	利用者が住み慣れた地域で末永く暮していくには、社会資源の活用、地域の課題、地域つくりについて理解し、今後どのように地域で実践していくヒントを学んだ。 講師：安達眞理子氏 Human　Support　Believe　代表

②特記事項

居宅・包括テーマを決め開催をしております

区・委員会名：　金銭管理委員会

理　事　名　：　池畑　悦史

①事業内容など

実施日	実施場所	参加人数	事業名	実施内容
8/19	神戸市立総合福祉センター	51 名	利用者の金銭問題を考える研修　～その 6～	金銭管理の支援を行う利用者の中には経済的に困難な方も多く、活用できる資源が限られてしまうことが考えられる。そのため、くらし支援窓口について学ぶ機会をつくり、家計管理の支援方法や行政と連携を図るためのポイント等について学んだ。
2 月中	Google フォーム	神戸市 CM を対象	アンケート調査	CM の金銭管理の支援の実態や、公的な資源、民間による身元保証サービスなどの社会資源の活用状況についての調査を実施した。

②特記事項

定例会：令和 6 年度は、4・6・8・10・1 月に定例会を開催。オンラインと参集にて、研修の企画、アンケート調査についての検討を行った。

区・委員会名：　広報委員会

理　事　名　：　森口　春美

①事業内容など

発行日	事業名	内　容
令和６年 8月 15 日 発行	神戸市ケアマネジャー 連絡会 会報誌 Vol.67	巻頭言：「介護予防の推進による健康寿命の延伸」神戸市福祉局介護保険課　課長（介護予防担当）濱　裕子　氏 ・神戸市からのお知らせ 「神戸市エンディングプラン・サポート事業のご案内」 「要介護認定・要支援認定申請書をダウンロードできるようになりました」 ・令和６年度　神戸市ケアマネジャー連絡会総会 ・記念シンポジウム「カスタマーハラスメントの予防と対策について」 ・能登半島地震 1.5 次避難所でのボランティア活動報告 ・ケアマネジャーのひとり旅 part３ ・他職種との連携～東灘区訪問介護事業所連絡会立ち上げ～ ・事務局からのお知らせ、編集後記
令和７年 1月 20 日 発行	神戸市ケアマネジャー 連絡会 会報誌 Vol.68	巻頭言：「新年のごあいさつ」 神戸市ケアマネジャー連絡会　伊賀代表 ・神戸市からのお知らせ 「マイナンバーカードの保険証利用が始まっています」 ・神戸市ケアマネジャー連絡会活動報告 第２８回「神戸市との声を聞く会」を開催しました！ ・神戸市ケアマネジャー連絡会の研修会報告 「令和６年度第１回施設ケアマネジャー研修会」 ・神戸市ケアマネジャー連絡会の会員交流 「ケアマネジャー連絡会登山部イベント」 ・ケアマネジャーのひとり旅 part4 ・アンケートご協力のお願い ・事務局からのお知らせ、編集後記
令和７年 3月 21 日 発行	神戸市ケアマネジャー 連絡会 会報誌 Vol.69	巻頭言：「つながる」ことから はじめましょう」神戸市福祉局副局長　奥谷由貴子氏 ・神戸市からのお知らせ 「神戸市版・お悩みハンドブック」のご案内 ・神戸市ケアマネジャー連絡会の研修開催報告「要介護者のお口の中の状態は誰がみる～口腔連携強化加算とその実務～」 ・地区別シンポジウム IN 神戸（日本ケアマネジメント学会） ・ケアマネジャーのひとり旅 part5 ・神戸市ケアマネジャー連絡会の活動報告 伊賀代表の３ヶ月の動き ・アンケートご協力のお願い ・事務局からのお知らせ、編集後記
毎月配信	LINE ビジネスによる情報発信 （ML 委員会）	研修案内、ケアマネジャー連絡会の活動報告、ちょっとほっこりしてもらえるような雑ネタ等委員会メンバーでアイデアをだしあって、配信をしました

②特記事項

【定例会】
※会報誌作成※
・会報誌発行毎に会報誌の作成会議を２回開催し、その他は LINE やメールで校正など打ち合わせを実施
※公式 LINE※
・ML 委員会を毎月第１月曜日に WEB 会議にて開催。

【取り組み】
・会報誌は、今年度、介護保険課のご協力により、神戸市の様々な関係部署から情報提供をいただきました。
・ケアマネジャー連絡会の活動を見える化するために様々な活動内容を紙面に掲載しました。
・公式 LINE では毎月の様々な情報発信を継続してきました。

広報委員会では会員の皆様に楽しんで見てもらえるようにメンバー自身も委員会を楽しみながら活動を行ってきました。

日本ケアマネジメント学会　地区別シンポジウム in 神戸

実施日	実施場所	参加人数	事業名	実施内容
1/24	神戸文化ホール 中ホール	141 名	「ケアマネジメントの危機と再生」 ～ケアマネジメントの可能性を探る～	午前　講演 白澤政和先生 （一社日本ケアマネジメント学会理事長） による、ケアマネジメントの危機と再生 午後　シンポジウム ケアマネジャーを取り巻く課題・分野に問わられない連携とケアマネジメントの可能性など シンポジスト 奥谷由貴子氏 神戸市福祉局副局長 白木裕子氏 日本ケアマネジメント学会副理事長 山内賢治氏 社会福祉法人神戸福生会業務執行理事 大山佳伸氏 高齢者ケアセンターながた相談課長 伊賀浩樹氏 神戸市ケアマネジャー連絡会代表理事

５．その他　報告事項

事　業	内　容	主　催
ケアマネジャーの声を聴く会（神戸市福祉局とのヒアリング）	神戸市の介護保険や高齢者行政に関する情報をオンタイムで話し合い、事前に意見交換し、ケアマネジャーの現状を保険者に報告するために、ケアマネジャーの声を聴く会を行う（12/13）	神戸市福祉局
一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会への参画	兵庫県介護支援専門員協会常任理事として２名、エリア理事として２名が参画し、神戸支部として総会や支部長会議に参加、さらに気づきの事例検討会や研修認定制度に参加・協力を行う	一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会
神戸市高齢者虐待防止連絡会への参画	神戸市高齢福祉課が主催する神戸市高齢者虐待防止連絡会に、関係団体として参画	神戸市福祉局
神戸市地域医療推進協議会への参画	神戸市民の健康の増進と福祉の向上を図るため、神戸市における医療・介護・保健および福祉行政の拡充強化をめざし諸活動することを目的とする神戸市地域医療推進協議会へ参画。（２ケ月に１回開催）また、神戸市会議員との懇談会に参加し、ケアマネジャー業務の在り方について意見交換をする。	神戸市地域医療推進協議会
神戸市医師会との連携	神戸市医師会主催の主治医意見書研修会に参画。また各区においても各区医師会との連携を深めた。	一般社団法人神戸市医師会
神戸市歯科医師会との連携	神戸市歯科医師会との交流会を開催し意見交換を行う。また、共催で口腔ケア研修会を実施。（2/8） 各区においても各区歯科医師会との連携を深める	公益社団法人神戸市歯科医師会
神戸市地域包括支援センター運営協議会へ参加	神戸市が主催する神戸市地域包括支援センター運営協議会へ参画　（9/30　12/19）	神戸市福祉局
神戸市介護サービス協会との連携	神戸市介護サービス協会、居宅介護支援サービス部会に参画	神戸市介護サービス協会
県立リハビリテーション中央病院運営懇話会への参画	県民の多様な意見を求め、県民の医療ニーズを的確に反映させることを目的に設置された運営懇話会に参画	兵庫県立リハビリテーション病院主宰
神戸市介護認定審査会委員としての出務	神戸市介護認定審査会委員として５名出務	各区認定審査会
神戸圏域地域医療構想調整会議　地域包括ケア推進会議	神戸市における地域包括ケア推進のために必要な事項を協議に参画（8/29）	神戸市健康局
神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会への参画	市民福祉に関する基本的かつ総合的な施策を策定することを目的とした委員会に関係団体として参画 （3月書面開催）	神戸市福祉局
神戸市内の医療介護サポートセンターとの情報交換会	神戸市内の医療介護サポートセンターとケアマネジャー連絡会の研修における共催の在り方等意見交換行う	市内各医療介護サポートセンター
神戸市エイズネットワーク連絡会	HIV陽性者とエイズ患者支援のため、病院・地域との顔の見えるネットワークづくりに参画	神戸市保健所
神戸市シルバーサービス事業者連絡会との連携	記念講演会に参加。	神戸市シルバーサービス事業者連絡会
多職種によるケアマネジメント検討会	ケアプランについて、多職種協働による検証を行い、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点からケアマネジメント支援を行う検討会に参加	神戸市福祉局

神戸市ひきこもり支援にかかる連絡会	神戸市ひきこもり支援に関する相談実績・取り組みと課題に関する意見交換に参画（2/5）及びひきこもり支援に関する研修に協力	神戸市福祉局
神戸市こども若者ケアラー支援事業検証会議	神戸市こども・若者ケアラー支援事業検証会議に相談・支援窓口の運営状況等について話し合う委員として参画（8/8　2/3）	神戸市福祉局
神戸地域一体型リハビリテーションコンソーシアム（キュア神戸）に参画	急性期から回復期・生活期までを包括する地域一体型のリハビリテーションプログラムの構築・運用を目指し、幅広い意見を聴取しながら、専門的な見地から検討会議に参画（8/27）	神戸在宅医療・介護推進財団
神戸市薬剤師会との連携	神戸市薬剤師会の研修に参加し、服薬をテーマとして、医療と介護連携に関する意見交換を行う。（1/25）	一般社団法人神戸市薬剤師会

貸　借　対　照　表

令和７年３月３１日現在

単位：円

科　目	当　年　度	前　年　度	増　減
Ⅰ　資産の部			
1　流動資産			
現金預金	6,275,966	5,085,117	1,190,849
未収入金	991,394	1,763,169	△771,775
流動資産合計	7,267,360	6,848,286	419,074
資産合計	7,267,360	6,848,286	419,074
Ⅱ　負債の部			
1　流動負債			
未払金	351,506	225,302	126,204
預り金	10,954	7,266	3,688
流動負債合計	362,460	232,568	129,892
負債合計	362,460	232,568	129,892
Ⅲ　正味財産の部			
1　一般正味財産	6,904,900	6,615,718	289,182
正味財産合計	6,904,900	6,615,718	289,182
負債及び正味財産合計	7,267,360	6,848,286	419,074

（注）消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

財　産　目　録

令和７年３月３１日現在

単位：円

貸借対照表科目	場所・物量等	金額
（流動資産）		
現金預金	現金	－
	預貯金	6,275,966
未収入金	神戸市/助成金	991,394
流動資産合計		7,267,360
資産合計		7,267,360
（流動負債）		
未払金	職員給料	179,660
	交通費	62,140
	通信費	50,513
	消耗品費	31,693
	租税公課	22,000
	その他未払金	5,500
預り金	源泉所得税	10,954
流動負債合計		362,460
負債合計		362,460
正味財産		6,904,900

正　味　財　産　増　減　計　算　書

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

単位：円

科　　目	当年度	前年度	増　　減	備　　考
Ⅰ　一般正味財産増減の部				
１．経常増減の部				
（１）経常収益				
①受取会費	1,688,000	1,738,000	△50,000	
受取会費	1,688,000	1,738,000	△50,000	
②受取入会金	4,000	8,000	△4,000	
受取入会金	4,000	8,000	△4,000	
③受取負担金	1,621,189	922,000	699,189	
研修会等受取負担金	1,621,189	922,000	699,189	
④雑収益	2,591,763	2,272,929	318,834	
神戸市研修事業助成金	1,916,185	1,763,169	153,016	
日本ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ学会事業助成金	150,000	－	150,000	
県協会助成金	509,300	504,900	4,400	
受取利息	1,007	67	940	
雑収益	15,271	4,793	10,478	
経常収益計	5,904,952	4,940,929	964,023	
（２）経常費用				
①事業費				
研修事業費/神戸市助成事業	2,033,559	1,860,957	172,602	
研修事業費/その他	852,882	667,348	185,534	
調査研究事業費	－	－	－	
広報事業費	233,190	706,094	△472,904	
ﾈｯﾄﾜｰｸ支援事業費	10,000	－	10,000	
事業費計	3,129,631	3,234,399	△104,768	
②管理費				
給料手当	879,872	968,585	△88,713	
福利厚生費	13,079	8,882	4,197	
総会費	80,689	269,274	△188,585	
会議費	1,960	－	1,960	
渉外費	53,280	40,800	12,480	
旅費交通費	136,140	140,400	△4,260	
通信費	196,124	83,968	112,156	
消耗品費	49,286	164,516	△115,230	
賃借料	641,466	374,355	267,111	
支払手数料	376,090	488,267	△112,177	
租税公課	22,153	84,610	△62,457	
雑費	36,000	10,000	26,000	
管理費計	2,486,139	2,633,657	△147,518	
経常費用計	5,615,770	5,868,056	△252,286	
当期経常増減額	289,182	△927,127	1,216,309	
当期一般正味財産増減額	289,182	△927,127	1,216,309	
一般正味財産期首残高	6,615,718	7,542,845	△927,127	
一般正味財産期末残高	6,904,900	6,615,718	289,182	
Ⅱ　正味財産期末残高	6,904,900	6,615,718	289,182	

（注）消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

収　支　計　算　書

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

単位：円

科　　目	予算額	決算額	差　　異	備　　考
Ⅰ　事業活動収支の部				
１．事業活動収入				
①会費収入	1,800,000	1,688,000	△112,000	
会費収入	1,800,000	1,688,000	△112,000	
②入会金収入	10,000	4,000	△6,000	
入会金収入	10,000	4,000	△6,000	
③負担金収入	1,000,000	1,621,189	621,189	
研修会等負担金収入	1,000,000	1,621,189	621,189	
④雑収入	2,361,000	2,591,763	230,763	
神戸市研修事業助成金収入	1,760,000	1,916,185	156,185	
日本ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ学会事業助成金収入	－	150,000	150,000	
県協会助成金収入	550,000	509,300	△40,700	
受取利息収入	1,000	1,007	7	
雑収入	50,000	15,271	△34,729	
事業活動収入計	5,171,000	5,904,952	733,952	
２．事業活動支出				
①事業費支出				
研修事業費支出	2,200,000	2,886,441	686,441	
調査研究事業費支出	30,000	－	△30,000	
広報事業費支出	300,000	233,190	△66,810	
ﾈｯﾄﾜｰｸ支援事業費支出	10,000	10,000	－	
事業費支出計	2,540,000	3,129,631	589,631	
②管理費支出				
給料手当支出	850,000	879,872	29,872	
福利厚生費支出	10,000	13,079	3,079	
総会費支出	150,000	80,689	△69,311	
会議費支出	50,000	1,960	△48,040	
渉外費支出	50,000	53,280	3,280	
旅費交通費支出	100,000	136,140	36,140	
通信費支出	100,000	196,124	96,124	
消耗品費支出	200,000	49,286	△150,714	
賃借料支出	500,000	641,466	141,466	
支払手数料支出	400,000	376,090	△23,910	
租税公課支出	30,000	22,153	△7,847	
雑支出	10,000	36,000	26,000	
管理費支出計	2,450,000	2,486,139	36,139	
事業活動支出計	4,990,000	5,615,770	625,770	
事業活動収支差額	181,000	289,182	108,182	
Ⅱ　予備費支出	50,000	－	△50,000	
当期収支差額	131,000	289,182	158,182	
前期繰越収支差額	6,615,718	6,615,718	－	
次期繰越収支差額	6,746,718	6,904,900	158,182	

（注）資金の範囲に、現金預金以外の流動資産及び流動負債を含めている。

監査報告書

令和６年度一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会（令和６年４月１日から令和７年３月31日迄）について令和７年４月15日に監査を実施し、証拠書類、預金通帳その他の関係書類を照合したところ、事業執行及び会計処理とも正確、かつ適正に処理されていることを認めましたので、ここにご報告します。

以上

令和６年４月15日

一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会

監事　船江孝志

監事　西尾哲史

第3号議案

常任理事／理事／監事／相談役／顧問　名簿（案）

令和5年・6年度			
区分		氏　　名	連 絡 先(所 属)
常任理事	代表理事	伊賀浩樹	社会福祉法人　神戸老人ホーム
	副代表理事	林田伸子	医療法人楠和会　公文病院
		冨田洋介	あおぞらケアプランセンター
		前田依子	みなとがわケアプランセンター
	総　務	松端由泰	松の花 すいーとぴー須磨
	会　計	宮田奈美	向陽りんどう苑
理事	東灘区	甲斐勇祐	居宅介護支援事業所　キラッとドリーム
	灘　区	小薗　晶	ケアプランセンターきずな
	中央区	清水文絵	兵庫県看護協会　神戸訪問看護ステーション
	兵庫区	中野京子	ケアプランセンターあさんて・はな
	北　区	早崎　優	居宅介護支援事業所　ひよこ
	長田区	森佳緒里	小規模多機能型居宅介護　ハナ
	須磨区	菊地克暢	KOBE須磨きらくえん
	垂水区	荏開津可奈	レイシエスタしらゆり
	西　区	藪本眞理子	ラビッツハウス
	施設CM支援	河村有紀	介護老人保健施設　エルダービレッジ
	気づきの推進	丹後きみ	居宅介護支援事業所大慈園
	主任CM（包括）	藤原博子	有馬あんしんすこやかセンター
	主任CM（居宅）	川﨑敬子	ケアプランセンター ミモザ
	金銭管理	池畑悦史	ケアマネステーションわたぼうし
	広　報	森口春美	長田区医療介護サポートセンター
顧　問		小林廣夫	優法律事務所
		奥西栄介	神戸学院大学　総合リハビリテーション学部
		山内賢治	社会福祉法人　神戸福生会
監　事		西尾哲史	明石西新町郵便局
		舩江孝志	社会福祉法人　神港園
相談役		神谷良子	神戸ライフ・ケアー協会

令和7年・8年度				
区分		氏　　名	連 絡 先(所 属)	
常任理事	代表理事	伊賀浩樹	社会福祉法人　神戸老人ホーム	
	副代表理事	林田伸子	神港園妙法寺クリニック	
		冨田洋介	あおぞらケアプランセンター	
		前田依子	みなとがわケアプランセンター	
	総　務	松端由泰	松の花 すいーとぴー須磨	
	渉　外	甲斐勇祐	居宅介護支援事業所　キラッとドリーム	
	会　計	宮田奈美	向陽りんどう苑	
理事	東灘区	加藤喜宣	スミリンケアライフ株式会社岡本ステーション	新任
	灘　区	川﨑敬子	ケアプランセンター ミモザ	
	中央区	大阪茂樹	脇の浜あんしんすこやかセンター	新任
	兵庫区	中野京子	ケアプランセンターあさんて・はな	
	北　区	早崎　優	居宅介護支援事業所　ひよこ	
	長田区	森佳緒里	小規模多機能型居宅介護　ハナ	
	須磨区	菊地克暢	KOBE須磨きらくえん	
	垂水区	荏開津可奈	レイシエスタしらゆり	
	西　区	藪本眞理子	ラビッツハウス	
	委託事業	林　義記	フォレスト垂水　弐番館	新任
	施設CM支援	河村有紀	介護老人保健施設　エルダービレッジ	
	気づきの推進	丹後きみ	居宅介護支援事業所大慈園	
	金銭管理	池畑悦史	ケアマネステーションわたぼうし	
	広　報	森口春美	長田区医療介護サポートセンター	
顧　問		小林廣夫	優法律事務所	
		奥西栄介	神戸学院大学　総合リハビリテーション学部	
		山内賢治	社会福祉法人　神戸福生会	
監　事		西尾哲史	明石西新町郵便局	
		舩江孝志	社会福祉法人　神港園	
相談役		神谷良子	神戸ライフ・ケアー協会	

一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会　組織図

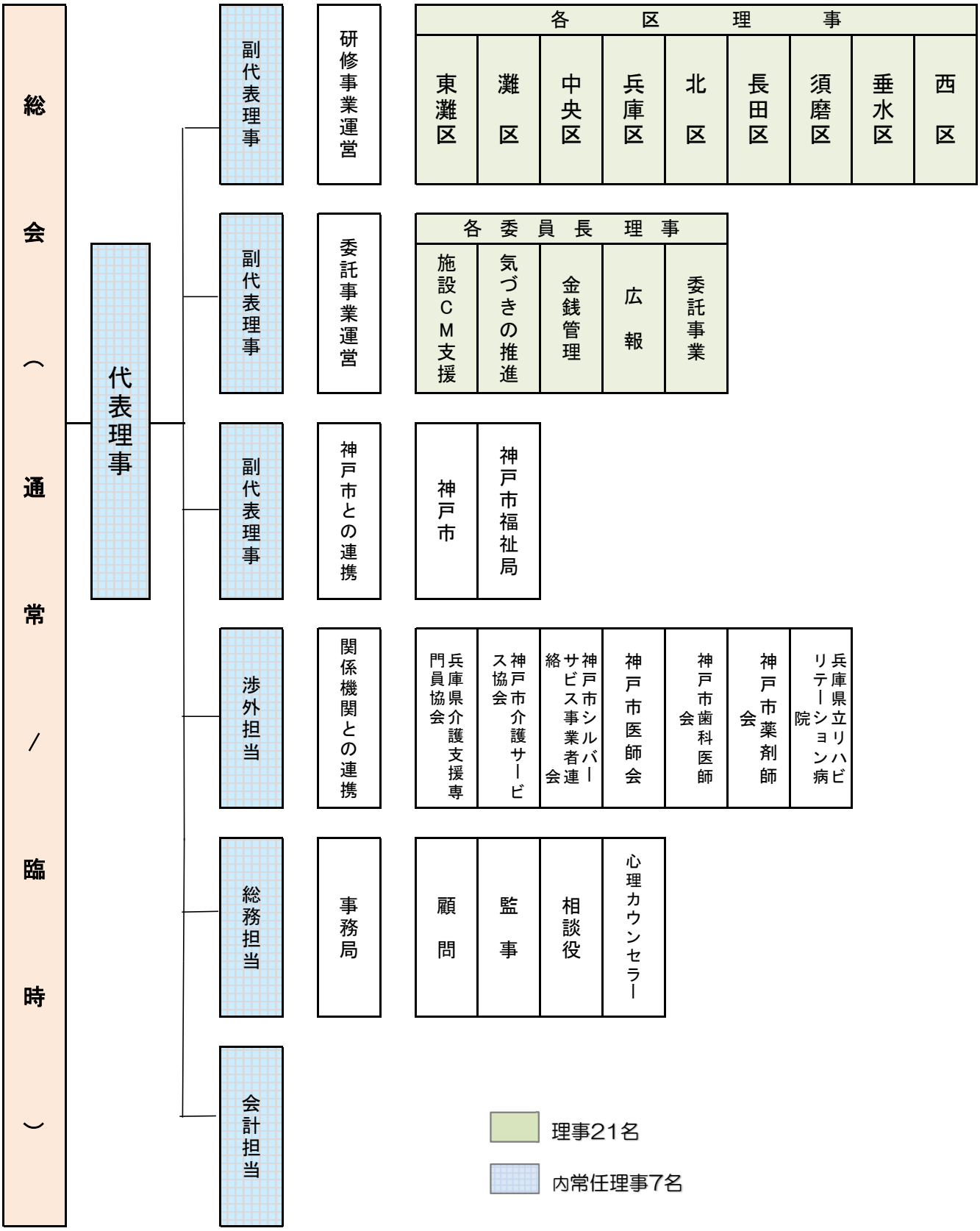

令和７年度　一般社団法人　神戸市ケアマネジャー連絡会

事業計画（案）

はじめに

一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会（以下本会）は、会員個々の「利用者の自立支援に資するケアマネジメント力の向上」を目標に掲げ、地域住民の福祉ニーズ、介護ニーズに適切に対応ができる実践者を育成支援し、地域に根差した事業運営を展開します。そのために、今年度も新型コロナウイルス等感染症対策をしながら、会員の皆様に必要な学びや情報を提供できる体制を整えて、研修や親睦を深める企画も実施します。

会員数については、昨年度と同様に兵庫県介護支援専門員協会と連携して、会員確保のためのキャンペーンに協力等、アンケートの実施等様々な方策を検討し、正会員 550 名の確保を目指します。

財源確保については昨年度と同様に、研修開催による収入、正会員及び神戸市内の事業所や様々な事業に協賛していただいている関係団体に向けて賛助団体への働きかけ等による会費収入、神戸市委託事業による収入の確保を目指します。

会員の専門性や質の向上を図ることについては、引き続き神戸市介護保険課の委託事業として、昨年度の継続事業として、ケアマネジメント力向上を目指した「自立支援型ケアマネジメント研修」及びケアマネジャーの育成とスーパーバイザー養成を目的とした「神戸市地域同行型実施研修」を実施します。さらに、新たに「神戸市管理者応援事業」を創設し、居宅介護支援事業所の管理者の支援事業を立ち上げます。この事業の実施にあたっては、役員とケアマネジャー友の会のメンバーも協働で実施します。そして、引き続き神戸市等関係機関と調整し、ひきこもり支援、こども若者ケアラー支援、BCP 訓練、事例検討会、ＤＮＡＲ、倫理・認知症ケア・虐待対応等に関する研修を実施します。

さらに連絡会事業をより強化し、会員の皆様のメリットを図るために、会員専用の相談窓口等ホームページの充実や活動しやすい環境づくりを目指します。

また、長年継続して開催している「ケアマネジャーの声を聴く会」についても、継続的な話し合いの必要性があり、今年も会員の声をより具体的に行政へ届ける目的で、効果的な話し合いに臨みたいと考えています。

最後に、介護サービス協会に所属する神戸市医師会・歯科医師会・薬剤師会等や医療介護サポートセンター等関係機関、また、本会活動の基盤となる各区の活動への支援、区行政との連携を強化し、各種関係団体との協働を通して社会的な責任を持って活動することを再確認し、会員であることが誇りであり会員と共に発展する組織として健全な運営を目指します。

令和 7 年度、一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会は、引き続き次の目標を掲げ事業運営を行います。

目標：神戸市、関係機関、地域団体との多職種協働を基盤とし、職能団体としての組織強化と運営の発展を目指し、会員支援と地域社会（市民）の介護保険ニーズに貢献する事業を展開する。

上記に掲げた目標を達成するための実践課題として、以下の点に取り組みます。

① 会員数 550 名の確保を目標とします。そのために、昨年度と同様に、兵庫県介護支援専門員協会と連携して、会員確保のためのキャンペーンに協力します。また、非会員の方にも連絡会活動を理解していただくために、ホームページの充実とラインを活用することで連絡会活動の広報に努めます。また、会員や非会員の皆様へ職能団体への意識調査のためにアンケートを実施し、会員確保のための対策を検討します。

② ケアマネジャー友の会を開催し、友の会員同士の親睦と併せて管理者応援事業の協力等で会員の支援を図ります。

③ 市・区における活動を充実させ、より身近な職能団体として会員限定の研修やバーベキュー大会等の催し等親睦の機会を増やし、会員としてのメリットを高めます。

④ 会員の専門性や資質向上を目的とした研修や相談窓口をホームページ上で常時開設し、会員の希望、要望に対応できる仕組みを作ります。

⑤ ホームページをラインや広報誌等様々なネットサービス等を活用し、ケアマネジメント業務に必要な情報などを速やかに会員へ提供し、安心した活動を支援する環境を整備します。

⑥ 要援護高齢者及び介護しているご家族が安心して介護サービスが利用できるための代弁機能を果たせるように、神戸市との共催でケアマネジャー声を聴く会を開催する等、行政等の関係機関との連携を強化し、制度上の課題の早期発見、早期解決を行います。

⑥ 会員個々のケアマネジメント力向上に対応した研修を開催し、専門職としての意識を高め、利用者の生活の質を維持向上できる支援を目指します。

⑦ 神戸市をはじめ関係機関からの事業委託を積極的に受け、組織の地位向上と事業運営の安定を図ります。

⑧ 職能団体としての組織強化を目指し、日本、県協会との役割分担や活動の透明化を図ることで組織力を向上させ、本会会員にとって魅力ある事業計画の推進力を高めます。

具体的な実践計画については、研修や各種委員会の事業計画で述べますが、本会としての大きな枠組みとして、以下の実践を進めていきます。

① 事務局は県協会事務局と連携を図りながら定期的に会員数の実態把握を行います。県協会と協力し、会員確保のために実務研修修了者への入会案内やキャンペーン等をします。また、現役の介護支援専門員へ職能団体に期待すること等のアンケート調査を実施すること等で会員のみならず、介護支援専門員の現状を整理しながら、各区との連携を強化することで、その活動支援に還元していきます。

② 会員の専門性や資質向上支援のための研修等については、日本・県協会はもとより行政機関等と連携して実施し、会員限定の研修の機会も増やします。また、低額な研修受講料の設定や研修受講パスポートの発行など会員のメリットを見えやすくすることにより、非会員への参加呼びかけを積極的に行い本会への入会を進めます。また、様々な研修を企画すること等、主任介護支援専門員更新研修受講支援を行います。
また各区においては区行政への働きかけを強化した上で区活動を充実させ、会員相互の横の繋がりの機会を増やします。

③ 会員の活動を通して生じた問題や課題、介護保険制度をめぐる利用者の現状など、社会的に取り組む必要性のある事案については、速やかに事実確認を行います。課題の解決にあたっては、日本・県協会との協働協議や行政、三師会などの関係機関へ働きかけるなど多職種で検討します。特に、倫理的ジレンマの現状などケアマネジメントの課題等については、研究大会などの場を活用し社会に向けて提言を目指します。

④ 会員個々の課題や悩みなどについては、相談窓口を開設し、ベテランケアマネジャーや医療関係者・弁護士等の専門職からの支援ができるようにします。また、各区でも会員同士の横の繋がりを強めていきます。

⑤ 広報活動については、ホームページや広報誌、ネットサービス等を活用するなど、会員が必要とする情報を収集し定期的に発信します。公開を希望する会員の情報をホームページの各区ページ欄に掲載し、ケアマネジメントを必要とする市民への支援システムを実施します。

⑥ 神戸市及び神戸市介護サービス協会の所属団体等各関係機関（神戸市医師会、神戸市歯科医師会、神戸市薬剤師会、医療介護サポートセンター等）との定期的な情報交換会を開催します。そして、事業実施における解決可能な課題などに向けた取組みや情報を速やかに入手することで、会員のケアマネジメント業務を支援し、市民が安心した介護サービスを活用しながら生活が送れるようにします。

⑦ 神戸市による委託事業である「自立支援型ケアマネジメント研修」「神戸市地域同行型実施研修」と新たに「管理者応援事業」を受託し、本会の目指す活動目標と連動する事業を積極的に進めます。

⑧ 職能団体としての活動を強化するため、県協会へ２名の理事を参画させます。また、常任理事として１名の会員を参画させます。

区・委員会名：　東灘区

理　事　名　：　甲斐勇祐

①事業計画など

事業名	内　容	日程/会場など
事業所を超えた事例検討会	野中式の事例検討会を用いて、実践を振り返り、地域ケアマネの技術向上を目指す	5 月　参集型 東神戸薬局 3 階
研修会	ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する研修	8 月　参集型 東神戸薬局 3 階
事業所を超えた事例検討会	12 月に開催されるケアマネジャーの声を聴く会の意見集約を行う	10 月　参集型 東神戸薬局 3 階
事業所を超えた事例検討会	野中式の事例検討会を用いて、実践を振り返り、地域ケアマネの技術向上を目指す	令和 8 年 2 月　参集型 東神戸薬局 3 階
事業所を超えた事例検討会等企画会議	企画会議：同一法人内にとどまらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会の取り組みを自ら率先して実施する	令和 8 年 3 月　参集型 東神戸薬局 3 階
東灘区世話人会	事業所を超えた事例検討会、研修会後に開催 神戸市ケアマネジャー連絡会の活動報告、懇親会など	東神戸薬局 3 階
気づきの事例検討会	事例検討を用いて、実践の振り返り	奇数月に開催
定例会	東灘区医師会と会議 東灘区医療介護サポートセンターと会議	月に 1 回

②特記事項

・事例検討会や研修を企画、実施することを通して、会員同士のコミュニケーションを図る。
・食事会等の楽しみのある会を企画する。

区・委員会名：　灘　区

理　事　名　：　小薗　晶

①事業計画など

事業名	内　容	日程/会場など
ケアマネカフェ	ケアマネの交流とスキルアップを目的に定期的な交流会、研修会を行う	参集型　年４回
灘区在宅医療介護推進会議	多職種連携会議に参加	参集型・医師会館

②特記事項

・今年度は灘区内の会員ケアマジャーの交流ができる機会を作り、他区ケアマネとも顔の見える関係を作り学ぶ場を作っていきます。多職種連携が行いやすいように各種団体との交流、研修も考えております。
・灘区ではケアマネ連絡会の活動を盛り上げていただける世話人会のメンバーを募集しています！　ご興味のある方はぜひ区理事までご一報ください。

区・委員会名：　中央区

理　事　名　：　清水　文絵

①事業計画など

事業名	内　容	日程/会場など
ケアマネジャー連絡会中央区勉強会	業務効率、実務、制度、職場問題・・中央区に勤務するケアマネ同士の情報共有の場	参集型 1/3 か月　開催予定 総合福祉センター
在宅医療介護連携会	中央区での BCP（感染・災害）について 中央区での ACP 普及について 多職種によるワーキング	参集・Web 隔月開催 中央区医師会
中央区在宅医療・介護推進協議会	中央区において介護・医療に関わる諸問題についての多職種連携会議	参集・Web 隔月開催 中央区医師会
中央区歯科医師会・ケアマネジャー連絡会合同勉強会	中央区歯科医師とケアマネジャーとの連携について、情報・意見交換	参集型 ２月頃 歯科医師会

②特記事項

・昨年度から引き続き、中央区のケアマネ同士の情報交換の場作り、他団体・専門職団体と交流機会を充実できたらと考えています。
・中央区で当会の運営を手伝ってくださる世話人会のメンバーを募集しています！　お気軽に、ぜひ区世話人にお声かけください。

区・委員会名：　兵庫区

理　事　名　：　中野　京子

①事業計画など

事業名	内　容	日程/会場など
神戸市ケアマネ連絡会・ 兵庫ブロック連絡会	事業所の垣根を超え、共に学び合い、地域づくりができる仲間を醸成できるよう、勉強会や情報共有を実施。今年度引き続き災害対策について実施予定。	5・8・11・2月 なごみ暮らしの保健室
兵庫区地域ケアネットワーク 居宅部会	兵庫区地域ケアネットワークの居宅部会に参加し、会議や研修の計画等に参加	月1回・第3火曜日 兵庫区役所
兵庫区医療介護連携推進協議会	兵庫区の医療・介護関係者との連携を推進するための会議への参加	年2回程度

②特記事項

兵庫区では介護支援専門員としての質の向上のため、交流会や勉強会等でのケアマネジメントの実践力を深め、共に学べる仲間づくりと共に、適切な支援や様々な機関等との連携が円滑に図れることを目指します。今年度も引き続き災害連携強化を目標とし、兵庫区内の様々な社会資源の把握や発掘、他機関との連携推進を図っていきます。

区・委員会名：　北区

理　事　名　：　早崎　優

①事業計画など

事業名	内　容	日程/会場など
北区世話人会	2025年度事業計画の確認・研修事前打ち合わせ (年4回程度開催予定)	未定
ケアマネ・MSW合同研修・意見交換会	ケアマネジャーとMSW スムーズな在宅移行の為に 仕事内容の理解　それぞれの立場から相手に求めること・欲しい情報などの意見交換	未定
研修会	障害福祉サービスと介護保険 障害福祉サービスの利用要件や仕組み介護保険と併用する要件など	未定
研修会	ストップ!カスタマーハラスメント　第2弾	未定
研修会	精神疾患を抱えた、精神障害を持った家族への対応・接し方などを学ぶ	未定
歯科医師会・地域看護連絡会との合同研修会	未定	10～11月頃/未定

②特記事項

・医療介護サポートセンターと協力をし、医療・介護の連携を強化していきます

区・委員会名：長田区

理　事　名　：森佳緒里

①事業計画など

事業名	内　容	日程/会場など
気づきの事例検討会	気づきの事例検討会開催に向けての研修、学習会、事例検討会開催、振り返りを１年かけて行う。	8,12 月以外の第 3 金曜日 長田ケアホームにて実施

②特記事項

偶数月の第 2 金曜日に、世話人会を実施。
災害時の医療介護提供協議会や長田区医療介護多職種連携会議に出務し、災害時における要援護者支援についての検討や訓練、区内の専門職との連携を図っている。また、各フォーラムにも出務し、市民に向けての啓発も行っている。
長田区役所主催の地域ケア会議にも出務し、ケアマネジャーとしての意見を伝えている。

区・委員会名：　須磨区

理　事　名　：　菊地　克暢

①事業計画など

事業名	内　容	日程/会場など
歯科医療と介護の連携を考える	歯科医療の視点を深め、歯科医師との連携を円滑に行う	未定

②特記事項

須磨区医療介護サポートセンターの会議

区・委員会名：垂水区

理　事　名　：荏開津可奈

①事業計画など

事業名	内　容	日程/会場など
ケアマネカフェ	垂水区で勤務する介護支援専門員との交流、お互いの顔が見える関係作りを活かし、今後のケアマネ業務に参考となる学びや気づきの機会を作っていく	６月頃：内容未定 秋頃　内容：ヤングケアー 講師：上田　智也　氏 場所：フォレスト垂水 １月頃　内容未定
垂水区在宅医療勉強会小委員会	今課題になっている医療面に関して介護医療サポートセンターと協力して研修会を開催する	年２回/垂水区医師会 （５月・３月）
垂水区地域ケア推進検討委員会	垂水区医師会、薬剤師会、リハ職種地域支援協議体、栄養士会、歯科衛生士会、薬科大学、神戸市医師会、神戸掖済会病院、佐野病院、名谷病院、徳洲会病院、中央市民病院、兵庫県訪問看護ステーション連絡会、垂水区グループホーム連絡会、NPO エナガの会、垂水消防署、垂水区社会福祉協議会、垂水区保険福祉部福祉課等の職種や団体との連携、課題情報共有	年３回/　垂水区医師会 （７月・１１月・３月）
看取り検討小委員会	地域での看取り時の問題点などを検討し、研修会を開催する	年１回/垂水区医師会 （１１月頃）
緊急時医療介護連携小委員会	緊急時の医療と介護の連携を行えるよう、各分野の緊急時対応と課題を検討する	年２回/垂水区医師会 （９月・１月頃）
市民フォーラム	演劇を通して各関係団体とともに地域の介護、医療、福祉の増進を市民へわかりやすく啓発する	11 月 30 日　レバンテホール その他企画・実行委員として参加
垂水区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会	兵庫県の高齢者虐待報告や垂水区の事例を通して検討いく	年１回/垂水区役所（未定）
病院地域連携室連絡	病院・地域医療から在宅への連携について連携や課題を検討する	年１回/垂水区医師会 （２月頃）
気づきの事例検討会	気づきの事例検討会を通してアセスメント力をつけるケアマネジャーの学習の場	・気づきの事例検討会 ・勉強会：11 月頃 講師：谷　義幸　氏
世話人会	垂水区のケアマネの交流の場づくり・研修計画立案	４月・７月・10 月 その他必要時適宜開催

②特記事項

・地域で活躍するケアマネジャーが顔の見える横の繋がりを持って、気軽に相談したり、勉強会をしたり、気軽に話せる場を継続的に作っていくとともに、連絡会活動に協力していただける方を増やしていくことを目指します。
・垂水区は、役所（行政）や医師会、垂水区医療介護サポートセンター主催の会議や研修会が多数企画されてきた歴史があります。このような地域の強みを活かし、これら地域資源と連携しながら、多職種連携を深め、地域の保健医療福祉の向上に努めていきます

区・委員会名：　西区

理　事　名　：　藪本　眞理子

①事業計画など

事業名	内　容	日程/会場など
日頃の備え肝心確認しよう災害時の対応	西区主任ケアマネジャー連絡会主催で共に考えます。昨年度同様で行政及び医師会　歯科医師会　薬剤師会なども協力依頼予定	令和７年９月か 10 月 西区役所会議室
援助力を高める　NO７	西区主任ケアマネジャー連絡会主催で共に考えます。 事例検討会をライブで考えています	令和７年 12 月中旬予定 西区役所会議室
気づき	定期的に開催	月１回

②特記事項

その他の会議について
西区地域ケア会議　年１回　西区実務者会議　年２回　西区災害対応連絡会　不定期　各参加予定
西区医療介護サポートセンター　課題抽出会議等　年３回　研修の手伝いに参加予定

区・委員会名：委託事業

理　事　名　：　林田　伸子、松端　由泰

①事業計画など

事業名	内　容	日程/会場など
自立支援型ケアマネジメント研修（現任者向）１日目	自立支援型ケアマネジメントとは	８月：神戸市立総合福祉センター 講師：神戸学院大学総合リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 教授　奥西栄介氏
自立支援型ケアマネジメント研修（現任者向）２日目	BCP 机上訓練 ～災害時でも自立支援～	９月：神戸市立総合福祉センター 講師：兵庫県介護支援専門員協会 常任理事　藤本 進氏
自立支援型ケアマネジメント研修（主任介護支援専門員向）	自立支援に向けた事例検討会	７月：神戸市立総合福祉センター 講師：日本ケアマネジメント学会 副理事　白木裕子氏
地域同行型実地研修（主任介護支援専門員向）	スーパービジョン研修 ３日間研修	９月：神戸市立総合福祉センター 講師：関西学院大学人間福祉学部 社会福祉学科　教授　大和三重氏 舩江孝志氏　社会福祉法人神港園西区拠点総合施設長 社会福祉法人神戸福生会業務執行理事　山内賢治氏
地域同行型研修	ケアプランの基本知識研修 午前/理論編・午後/実践編	未定：神戸市立総合福祉センター 講師：舩江孝志氏　社会福祉法人神港園西区拠点総合施設長
地域同行型実地研修（初任者向 OJT 研修）	ケアマネ塾４日間研修	未定：神戸市立総合福祉センター 講師：舩江孝志氏　社会福祉法人神港園西区拠点総合施設長
管理者応援事業	管理者の仕事と役割	７月：神戸市立総合福祉センター 講師：関西学院大学人間福祉学部 社会福祉学科 教授　大和三重氏 社会福祉法人神戸福生会業務執行理事　山内賢治氏
管理者応援事業（伴走型）	事業所訪問 「お悩み相談」	未定：神戸市立総合福祉センター 講師：神戸市ケアマネジャー連絡会有志、友の会有志

区・委員会名：　施設 CM 支援委員会

理　事　名　：　河村　有紀

①事業計画など

事業名	内　容	日程/会場など
令和７年度 施設ケアマネジャー研修 第１回目	【仮】「施設ケアマネジメントの基本①」 ～よくわかるケアマネジメントプロセス～ 講師： 社会福祉法人関寿会 特別養護老人ホームはちぶせの里 業務執行理事・施設長 中野穣氏 アドバイザー： 神戸学院大学総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科教授 奥西栄介氏 神戸市福祉局監査指導部虐待防止担当係長 豊留則子氏	８月２５日（月） 神戸市立 総合福祉センター
令和７年度 施設ケアマネジャー研修 第２回目	【仮】「施設ケアマネジメントの基本②」 ～チームマネジメント力を身につけよう！～ 講師： 社会福祉法人関寿会 特別養護老人ホームはちぶせの里 業務執行理事・施設長 中野穣氏 アドバイザー： 神戸学院大学総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科教授 奥西栄介氏 神戸市福祉局監査指導部虐待防止担当係長 豊留則子氏	10 月 17 日（金） 神戸市立 総合福祉センター

②特記事項

施設ケアマネジメントについて、新任の方からベテランの方まで、共に学ぶ機会を作ります

区・委員会名：　気づきの事例検討会推進委員会

理　事　名　：　丹後　きみ

①事業計画など

事業名	内　容	日程/会場など
情報の統合と、要約力を身に着ける	アセスメントの過程で収集した情報を統合するプロセスの技術、また統合した情報を要約する技術を学ぶ	7 月 12 日（土）10 時～16 時半 神戸市立総合福祉センター

②特記事項

各区での事例検討会や勉強会は継続していく。 推進員の減少や、推進員不在の区がある為、各区の推進員主催の研修会や事例検討会は、区を超えての参加を随時行っていく。

区・委員会名：　金銭管理委員会

理　事　名　：　池畑　悦史

①事業計画など

事業名	内　容	日程/会場など
利用者の金銭問題を考える研修～その 7～	昨年度実施したアンケート調査を基に、CM の金銭管理に対する支援の考え方や社会資源などについて学べる機会を作っていく。（予定）	8 月下旬／参集（状況によりオンラインも検討） 神戸市立総合福祉センター
定例会	・金銭管理に対する社会資源について学ぶ機会が作れるよう研修を企画、実施していく。 ・その他、随時必要な課題等については、その都度検討していく。	2 月 1 回の定期開催／オンライン＋参集 神戸市 CM 連絡会事務局

②特記事項

・アンケート調査の結果により、必要であれば神戸市との意見交換も検討する。

区・委員会名：　広報委員会

理　事　名　：　森口　春美

①事業計画など

事業名	内　容	日程/会場など
神戸市ケアマネジャー連絡会会報誌　Vol.70	令和７年度　神戸市ケアマネジャー連絡会総会報告他	７月～８月頃
神戸市ケアマネジャー連絡会会報誌　Vol.71	未定	１２月～１月頃
神戸市ケアマネジャー連絡会会報誌　Vol.72	未定	３月頃
ML 委員会	研修案内、ケアマネジャー連絡会の活動報告、情報提供、ほっこりネタ等	月３回程度配信予定

②特記事項

【定例会】

WEB 会議又は参集会議開催

会報誌作成委員会（発行毎に２回程度参集または WEB で委員会開催、メールや LINE で校正確認等）

ML 委員会（毎月第１月曜日に WEB 会議開催）

【広報委員会の目標】

会員の皆様が興味を持って読んでいただけるような会報誌や公式 LINE 作成に努めます。

※会報誌※

神戸市ケアマネジャー連絡会の活動を明確にします。

神戸市と連携し、ケアマネジャーに必要な情報提供を行っていきます

各研修会の報告や見て楽しい情報も掲載していきます

※公式 LINE※

研修開催のお知らせや活動報告、その他ホッと一息つけるような投稿を行っていきます

12. その他　事業計画（案）

事　業	内　容	主　催
ケアマネジャーの声を聴く会（神戸市福祉局とのヒアリング）	神戸市の介護保険や高齢者行政に関する情報をオンタイムで話し合い、事前に意見交換し、ケアマネジャーの現状を保険者に報告するために、ケアマネジャーの声を聴く会を行う。	神戸市福祉局
一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会への参画	兵庫県介護支援専門員協会常任理事として２名、エリア理事として２名が参画し、支部長会議等に協力	一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会
神戸市地域医療推進協議会への参画	神戸市民の健康の増進と福祉の向上を図るため、神戸市における医療・介護・保健および福祉行政の拡充強化をめざし諸活動することを目的とする神戸市地域医療推進協議会へ参画する。	神戸市地域医療推進協議会
神戸市医師会との連携	神戸市医師会との交流会を開催し意見交換を行う。合同研修会開催を予定し、各区においても各区医師会との連携を深める。	一般社団法人神戸市医師会
神戸市歯科医師会との連携	神戸市歯科医師会との交流会を開催し意見交換を行い、研修を実施。各区においても各区歯科医師会との連携を深める。	公益社団法人神戸市歯科医師会
神戸市薬剤師会との連携	神戸市薬剤師会との交流会を開催し意見交換を行う。各区においても各区薬剤師会との連携を深める。	一般社団法人神戸市薬剤師会
神戸市地域包括支援センター運営協議会へ参加	神戸市が主催する神戸市地域包括支援センター運営協議会へ参加する。	神戸市福祉局
神戸市介護サービス協会との連携	神戸市介護サービス協会、居宅介護支援サービス部会に参画する。	神戸市介護サービス協会
県立リハビリテーション中央病院運営懇話会への参画	県民の多様な意見を求め、県民の医療ニーズを的確に反映させることを目的に設置された運営懇話会に参画する。	兵庫県立リハビリテーション病院
神戸市介護認定審査会委員としての出務	神戸市介護認定審査会委員として５名出務する。	各区認定審査会
神戸圏域地域医療構想調整会議　地域包括ケア推進会議	神戸市における地域包括ケア推進のために必要な事項を協議に参画する。	神戸市健康局
神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会への参画	市民福祉に関する基本的かつ総合的な施策を策定することを目的とした委員会に関係団体として参画する。	神戸市福祉局

神戸市内の医療介護サポートセンターとの情報交換会	神戸市内の医療介護サポートセンターとケアマネジャー連絡会の研修における共催の在り方等の意見交換を行う。	市内各医療介護サポートセンター
神戸市エイズネットワーク連絡会	ＨＩＶ陽性者とエイズ患者支援のため、病院・地域との顔の見えるネットワークづくりに参画する。	神戸市保健所
神戸市シルバーサービス事業者連絡会との連携	記念講演会、懇親会に参加し、今後の連携について協議する。	神戸市シルバーサービス事業者連絡会
多職種によるケアマネジメント検討会	ケアプランについて、多職種協働による検証を行い、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点からケアマネジメント支援を行う検討会に参加する。	神戸市福祉局
神戸市ひきこもり支援にかかる連絡会	神戸市ひきこもり支援に関する相談実績・取り組みと課題に関する意見交換に参画	神戸市福祉局
神戸市こども若者ケアラー支援事業検証会議	神戸市こども・若者ケアラー支援事業検証会議に相談・支援窓口の運営状況等について話し合う委員として参画	神戸市福祉局
神戸地域一体化リハビリテーションコンソーシアム会議	神戸地域一体化リハビリテーションコンソーシアム会議（キュア神戸）に参画 疾患を問わず、急性期から回復期・生活期をシームレスな医療連携をリハビリテーションを軸として多職種が介入し、先人的地域包括ケアを実現するためのプロジェクト	神戸在宅医療・介護推進財団

収　支　予　算　書　（案）

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

単位：円

科　　目	予　算　額	前年度予算額	増　　減	備　　考
Ⅰ　事業活動収支の部				
１．事業活動収入				
①会費収入	1,800,000	1,800,000	－	
会費収入	1,800,000	1,800,000	－	
②入会金収入	10,000	10,000	－	
入会金収入	10,000	10,000	－	
③負担金収入	1,000,000	1,000,000	－	
研修会等負担金収入	1,000,000	1,000,000	－	
④雑収入	2,361,000	2,361,000	－	
神戸市研修事業助成金収入	1,760,000	1,760,000	－	
県協会助成金収入	550,000	550,000	－	
受取利息収入	1,000	1,000	－	
雑収入	50,000	50,000	－	
事業活動収入計	5,171,000	5,171,000	－	
２．事業活動支出				
①事業費支出				
研修事業費支出	2,200,000	2,200,000	－	
調査研究事業費支出	30,000	30,000	－	
広報事業費支出	300,000	800,000	△500,000	
ﾈｯﾄﾜｰｸ支援事業費支出	10,000	10,000	－	
事業費支出計	2,540,000	3,040,000	△500,000	
②管理費支出				
給料手当支出	850,000	850,000	－	
福利厚生費支出	10,000	10,000	－	
総会費支出	250,000	250,000	－	
会議費支出	50,000	50,000	－	
渉外費支出	50,000	50,000	－	
旅費交通費支出	100,000	100,000	－	
通信費支出	100,000	100,000	－	
消耗品費支出	200,000	200,000	－	
賃借料支出	500,000	500,000	－	
支払手数料支出	300,000	300,000	－	
租税公課支出	30,000	30,000	－	
雑支出	10,000	10,000	－	
管理費支出計	2,450,000	2,450,000	－	
事業活動支出計	4,990,000	5,490,000	△500,000	
事業活動収支差額	181,000	△319,000	500,000	
Ⅱ　予備費支出	50,000	50,000	－	
当期収支差額	131,000	△369,000	500,000	
前期繰越収支差額	6,615,718	7,542,845	△927,127	
次期繰越収支差額	6,746,718	7,173,845	△427,127	

（注）資金の範囲に、現金預金以外の流動資産及び流動負債を含めている。

一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会

定　　款

令和５年５月２７日　変更

定　　款

第１章 総則

（名称）

第１条　当法人は、一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会と称する。

（主たる事務所等）

第２条　当法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

２　当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

（目的）

第３条　当法人は、介護支援専門員が相互に連携し、研修等の活動を通じて専門性の向上に努めるとともに社会的地位を確立し、公平・中立な立場で介護支援業務を遂行する中で社会への提言を行い、そのことを通じて高齢者の福祉の増進と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

２　前項の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）介護支援専門員の資質向上に関する研修事業

（２）介護保険制度及び介護支援業務に係る調査・研究及び刊行物の発行に関する事業

（３）市民に対する介護保険制度及び福祉施策の広報に関する事業

（４）介護支援専門員の情報交換、交流及び相談に関する事業

（５）地域の介護支援専門員によるネットワークの形成及び活動を支援する事業

（６）県、その他関係機関及び団体との連絡・調整に関する事業

（７）前各号の事業のほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

（公告）

第４条　当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

（機関の設置）

第５条　当法人は、理事会及び監事を置く。

第２章 会員

（種別）

第６条　当法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（ 以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（１）正会員　　介護保険法第７条第１項第５号に規定する介護支援専門員、又は同法第６９条の２第１項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって、当法人の目的に賛同して入会した個人。

（２）賛助会員　当法人の事業を賛助するために入会した個人、法人及びその他の団体。

（３）名誉会員　当法人に特別の功績があった者で、本人の承諾を得て総会において入会を承認された個人。

（入会）

第７条　正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

（入会金及び会費）

第８条　正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。本条の入会金及び会費は一般法人法第２７条の経費とする。

２　賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（社員名簿）

第９条　当法人は、正会員及び賛助会員の氏名及び住所を記載した「正会員・賛助会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「正会員・賛助会員名簿」をもって一般法人法第３１条に規定する社員名簿とする。

２　当法人の正会員及び賛助会員に対する通知又は催告は、「正会員・賛助会員名簿」

に記載した住所又は正会員及び賛助会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

（任意退会）

第１０条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

（１）この定款その他の規則に違反したとき

（２）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（３）その他の除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第１２条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）第６条第１項第１号に定める正会員の条件を満たさなくなったとき

（２）正会員にあっては、介護支援専門員でなくなったとき

（３）会費の納入が継続して１年以上なされなかったとき

（４）総正会員が同意したとき

（５）当該会員が死亡し、又は解散したとき

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第１３条　会員が前３条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

２　当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

（会員利益享受の停止）

第１４条　当該年度９月末日までに会費の納入が確認できない会員については、その納入が確認できるまでの間、理事会の決議により別に定める会員としての利益を享受させないことができる。

第３章 社員総会

（種類）

第１５条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の２種とする。

（構成）

第１６条　社員総会は、正会員をもって構成する。

２　社員総会における議決権は、正会員１ 名につき１個とする。

（権限）

第１７条　社員総会は、次の事項を決議する。

（１）入会の基準並びに会費及び入会金の金額

（２）会員の除名

（３）役員の選任及び解任

（４）役員の報酬の額又はその規定

（５）貸借対照表及び損益計算書の承認

（６）定款の変更

（７）長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

（８）解散

（９）合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡

（１０）理事会において社員総会に付議した事項

（１１）前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（開催）

第１８条　定時社員総会は、毎年１回、毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１９条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

２　総正会員の議決権の１０分の１以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

（電子提供措置）

第２０条　当法人は社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

（議長）

第２１条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

（決議）

第２２条　社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）会員の除名

（２）監事の解任

（３）定款の変更

（４）解散

（５）公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分

（６）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２７条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（代理）

第２３条　社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

（決議、報告の省略）

第２４条　理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

２　理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２５条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

（社員総会規則）

第２６条　社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第４章 役員等

（役員の設置等）

第２７条　当法人に、次の役員を置く。

（1）理事 ３名以上３０名以内

（2）監事 １名以上

２　理事のうち１名を代表理事、３名以内を副代表理事とする。常任理事を若干名置くことができる。

３　前項の代表理事、副代表理事、常任理事をもって当法人の業務執行理事とする。

（選任等）

第２８条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

２　代表理事、副代表理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

３　監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

４　理事のうち、理事のいずれかの１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第２９条　代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

２　副代表理事は、代表理事を補佐する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、理事会があらかじめ定めた役割分担に従いその職務を補佐し、代表理事が欠けたときは、理事会を招集して次の代表理事を定める。

（監事の職務・権限）

第３０条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（理事及び監事の任期）

第３１条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

４　理事又は監事は、第２７条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解任）

第３２条　役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

（報酬等）

第３３条　理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

（取引の制限）

第３４条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（１）自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

（２）自己又は第三者のためにする当法人との取引

（３）当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

３　前２項の取扱いについては、第４５条に定める理事会規則によるものとする。

（顧問及び相談役）

第３５条　当法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

２　顧問は、専門的な事項に関して必要な助言を行うことを職務とし、社員総会の決議に基づいて、代表理事が委嘱する。

３　相談役は、代表理事の求めに応じて当法人の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、社員総会の決議に基づいて、代表理事が委嘱する。

４　顧問及び相談役は、社員総会または理事会に出席して意見を述べることが出来る。ただし、理事会での議決及び顧問及び相談役が会員でない場合は社員総会での議決には、いずれも加わることはできない。

５　顧問及び相談役の任期については、第３１条第１項の規定を準用する。

第５章 理事会

（構成）

第３６条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３７条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

（１）　社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

（２）　規則の制定、変更及び廃止に関する事項

（３）　前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

（４）　理事の職務の執行の監督

（５）　代表理事及び副代表理事の選定及び解職

２　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

（１）重要な財産の処分及び譲受け

（２）多額の借財

（３）重要な使用人の選任及び解任

（４）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

（５）理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

（種類及び開催）

第３８条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会の２種とする。

２　通常理事会は、２か月に１回開催する。

３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）代表理事が必要と認めたとき

（２）代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき

（３）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

（招集）

第３９条　理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第３項第３号により理事が招集する場合及び一般法人法第１０１条第３項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

２　代表理事は、前条第３項第２号又は一般法人法第１０１条第２項に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

３　代表理事に事故若しくは支障があるときは、理事会があらかじめ定めた順位に従い副代表理事が理事会の招集を行う。

（議長）

第４０条　理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事又は副代表理事がこれに当たる。

（決議）

第４１条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わるこ

とができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

（決議の省略）

第４２条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第４３条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第９１条２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第４４条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

（理事会規則）

第４５条　理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第６章　その他の組織

（支部）

第４６条　当法人は、区を単位とした連絡会を置き、各連絡会ごとに世話人を置くことができる。

（委員会等）

第４７条　当法人は、第３条第２項に定める事業を円滑に処理するために、委員会及び部会を置くことができる。

第７章　会計

（事業年度）

第４８条　当法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第４９条　当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告を行うものとする。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

３　当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第１項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第５０条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第５号までの書類については承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　貸借対照表

（４）　損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　当法人は、各事業年度にかかる貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の不配当）

第５１条　当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第８章 定款の変更、解散

（定款の変更）

第５２条　この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

２　当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第５３条　当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

（１）　社員総会の決議

（２）　社員が欠けたこと

（３）　合併（合併により当法人が消滅する場合）

（４）　破産手続開始の決定

（５）　裁判所の解散を命ずる裁判

（残余財産の帰属）

第５４条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章 事務局

（設置等）

第５５条　当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、所要の職員を置く。

３　職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第１０章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第５６条　当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

第５７条　当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第１１章 附則

（委任）

第５８条　この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

（法令の準拠）

第５９条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以　上

令和５年５月２７日

現行定款に相違ありません。

神戸市中央区橘通３丁目４番１号

一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会

代表理事　伊賀浩樹

（法人実印）

連 絡 先
一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会　事務局
〒650-0016　神戸市中央区橘通３丁目 4-1
神戸市立総合福祉センター2F
TEL：078-362-6222　　FAX：078-362-5277
ホームページ　http：//www.kobe-caremane.net
業務時間：平日 月・水・金曜日 10:00～16:00